

会議録

名称	令和4年度第2回 情報公開・個人情報保護審議会
日時	令和4年7月11日（月）午後2時から午後5時40分まで
会場	目黒区総合庁舎本館4階政策会議室、オンライン
出席者	<p>（委員）浅田、植野、岡田、前田、宮内、森田、河野、武藤、橋本、斉藤、かいでん、伊藤、中村、平谷、青木、飯塚、五来、永積、藤吉</p> <p>（区側）情報政策推進部長、行政情報マネジメント課長、人事課長、DX戦略課長、新型コロナ予防接種課長、感染症対策課長、総務課長、土木管理課長、事務局</p>
傍聴者	なし
配付資料	<p>&lt;事前配付資料&gt; 諮問事項の資料</p> <p>&lt;席上配付資料&gt; 次第</p> <p>報告事項の資料</p> <p>前回答申文</p> <p>諮問文</p> <p>審議会委員名簿</p> <p>座席表</p>
会議次第	<p>1 開会・会長あいさつ</p> <p>2 諮問事項</p> <p>（1）人事給与システムで取り扱う個人情報の追加について</p> <p>（2）情報通信技術を活用した業務効率化に関する業務の外部委託に伴う個人情報の取扱いについて</p> <p>（3）ワクチン接種証明書のコンビニエンスストア等における自動交付サービス導入に伴う個人情報の取扱いについて</p> <p>（4）感染症対策の電話対応時における通話内容録音の実施に伴う個人情報の取扱いについて</p> <p>（5）登録制自転車置場管理システムの更改に伴う外部委託について</p>

	<p>(6) これからの目黒区個人情報保護制度のあり方について (答申)</p> <p>3 報告事項</p> <p>(1) 令和3年度情報公開・個人情報保護制度の実施状況について</p> <p>(2) 令和4年度第1回審議会審議事項4「マンション管理状況届出制度に係る調査業務の外部委託に伴う個人情報の取扱いについて」の資料について</p> <p>4 その他</p>
<p>発言の記録</p>	<p>別紙のとおり</p>

## <令和4年度第2回審議会発言記録>

### 1 開会・会長あいさつ

会長	<p>それでは、定刻になりましたので、ただいまより令和4年度第2回目黒区情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。</p> <p>本日の審議会は、緊急事態宣言中、またはまん延防止等重点措置実施期間中ではございませんけれども、令和3年12月13日付の令和3年度第5回審議会で決定いたしました、各委員の個別事情に該当する場合に、オンライン併用での参加のルール化を図っているところでございますので、それらに該当する委員の場合につきましては、オンラインでのご参加ということでございます。今回は対面を原則としつつも、各委員のご事情を踏まえましてオンラインでもご参加いただける、いわゆるハイブリッド型での審議会といたしたいと存じます。</p> <p>オンライン会議での進行に当たりまして、次の3点お願いがございます。オンラインでご出席の方におかれましては、マイクとカメラは発言の際のみオンにして、それ以外の場合はミュート、ビデオ停止としてください。お忘れの場合には、事務局のほうでミュートやビデオを停止とさせていただきます場合がございます。ご発言をいただく際には、参加者リストにあります手のアイコンを使用いたしまして挙手ください。私のほうでご指名いたしましたら、マイクをオンにしてご発言ください。会議につきましては、会議録作成に当たりまして、録画、録音させていただきますが、議事録確定し次第、直ちに事務局が削除いたしますので、その点ご了承願います。その他、オンラインでの進行に当たりまして、ご意見がございます場合には、進めていく中でご発言いただくか、会議終了後に事務局宛てにご意見をいただければと存じます。</p> <p>庁舎にて対面でご参加の方に向けてでございますが、庁舎内での審議会に当たりまして、次の新型コロナウイルス感染症対策を講じて実施いたしますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>まず1点目です。各委員、区側の説明員とも、参加に当たりましては、不織布のマスクの着用、手指の消毒をお願いいたします。換気ですが、空調機を用いた機械換気を実施するとともに、1時間に1回、10分程度の窓開け換気を併用いたします。区側の説明者については、入替え制といたします。本日は、前回何名かの委員の方からご意見を頂戴いたしまして、発言が聞き取りづらいというご意見がございましたので、マイクの使用をいたします。マイクの使用に当たりましては、使用後、区の職員において消毒を実施させていただきます。新型コロナウイルス感染症対策で、使用できる会議室、こんなふうに大がかりなことで使える会議室が限られておりますので、会議の進行にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>本日、傍聴人は。</p>
区側	なしでございます。
会長	<p>分かりました。</p> <p>本日、傍聴人はいらっしゃらないということです。</p> <p>議事の進行に当たりまして、一言お願いを申し上げます。限られた時間の中で、なるべく多くのご意見を頂戴したいと思っておりますので、各委員の発言は、個人情報の保護に関するご質問を明瞭かつ簡潔にお願いできればと思います。当然のことですが、区側の説明にも言えることですので、くれぐれもよろしくお願い申し上げます。本日は報告事項も含めて全8</p>

件と、例年にないほど非常に多くの案件となっておりますので、進行にご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入る前に、事務局から委員の出席状況についてご報告をお願いいたします。

区側 それでは、事務局から出席状況についてご報告いたします。

本日、机上配付させていただきました審議会資料12をご覧ください。本日、オンライン参加で2名の委員がご参加いただいております。また、欠席の委員でございますが、備考欄に欠席と書いてございますけれども、この後遅れて参加されるというご連絡をいただいておりますので、訂正をいただければと思います。欠席委員といたしましては、2名の委員でございます。

委員 どうもすみません。参加いたします。

区側 1名の委員が遅れて来るということでしたけれども、もういらっしゃってくださっていますので、大丈夫です。

そういった状況でございますが、欠席委員が2人というところで、当審議会の委員は21人でございまして、定足数の過半の11人を超えているという状況でございます。

会長 ありがとうございます。

次に、事務局から配付資料の確認と、開催前の事務連絡をお願いいたします。

区側 (事務局から資料の説明)

1点目でございますが、目黒区では5月1日から10月31日まで、夏季における軽装化であります節電ビズを実施しております。原則として上着やネクタイを着用しておりませんので、ご理解とご協力をお願いいたします。

2点目でございます。区説明員等がパソコンを使用させていただく場合がございます。区職員におきましては、本審議会が機微な情報を取り扱うものでございますので、録音を取ることや区外部との接続を行うことがない中でパソコンを使用させていただきます。また、各委員の方々におかれましても、パソコンをご使用される場合には同様の対応をお願いしたいと思います。

3点目でございます。本日、マイクの使用をいたします。2人で1本の割合でマイクを設置させていただいております。ワイヤレスマイクでございます。ご発言の後、後ろに職員がおりますので、後ろにいる職員に渡していただければ消毒の対応をさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

会長 ありがとうございます。

それでは、早速議事を進めてまいります。限られた時間の中でなるべく多くのご意見を頂戴したいと思っておりますので、各委員の発言は、審議事項について明瞭かつ簡潔をお願いいたします。このことは区側の説明にも言えることですので、くれぐれもよろしくお願い申し上げます。

## 2 諮問事項

### (1) 人事給与システムで取り扱う個人情報の追加について

会長	まずは次第の2、諮問事項(1)人事給与システムで取り扱う個人情報の追加について、区から説明をお願いします。
区側	(資料により説明)(約5分)
会長	ありがとうございます。 ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、よろしくお願ひいたします。 委員どうぞ。
委員	審議会資料1-1の3の個人情報保護対策というところですね、保存年限は経過観察等の必要性がなくなると判断される時点からそれぞれ5年経過した年度末までとし、保存年限経過後、速やかに削除すると書かれておりますけれども、今、議会のほうでの令和4年度第1回定例会で、個人の税情報が、保存年限7年を過ぎたら削除すべきところがファイルに残っていたということがあったということですから、この必要性がなくなると判断するのは保健師なのか、最終的には人事課長なのか。それから、あと、多くの職員の情報が取り扱われるわけですから、これをどのように管理して、5年経過したことを認識して削除するのかという、その流れを教えてくださいと思います。
区側	まず、今のお話につきましては、先ほどちょっとシステムの情報を取り扱う職員も保健師、看護師に限定するとお伝えさせていただきましたが、こちらで扱う情報は、今、委員のお話にあったように、保健師、それから看護師のみということです。私自身も取り扱うことはできない状況になっております。 それから、この経過観察等の必要性がなくなると判断される時期でございますけれども、例えば病気等が一旦治癒したとしてもですね、何年後かにまた改めて再発するとか、また、病気やけが等の状況によって手当金の支給とかいったことも状況としては考えられまして、実は退職後3年までは傷病手当金等の申請というのができることにもなっておりますので、そういった状況も総合的に考えますと、基本的には職員が退職するまではこういった情報を持っておく必要があるかなというふうに思っております。その後は5年たって速やかに廃棄をするということで、それは先ほどお話しした保健師、看護師しか情報を管理しておりませんので、その中で適切に年数を確認した上で、必要に応じて廃棄をさせていただくというふうに、今、対応しているところでございます。
委員	あともう一点、さっきも個人の税情報が残ってしまっていたという、ジョブローテーションで人がどんどん変わっていく中で、そのファイルが必要なくなったという、そういったものが何かしら上がってくるようなシステムになっているのか、削除するという判断をするのを確実に実行されるような、担保されるシステムかどうかをちょっとお伺ひしたいんですけれども。
区側	これまでの例で申し上げますと、やはり職員の情報を同じ職員が扱うという中では、人事課の、いわゆる職員を担当する保健師のジョブローテーションという中では比較的長く同じ

職員が担当してきております。ですので、あまり職員の入替えがなく、同じ職員が対応しているというところでもあります。そういう意味では、ジョブローテーションの引継ぎというよりは、きちんと1人なり、何年かたってもう一人になるかもしれませんけれども、長い時間をかけて同じ保健師のほうで職員の状況を把握しながら対応しているといった状況でございまして、なかなかやはり職員相手のことになりますので、中で、数年の間でジョブローテーションで異動させるということは、ちょっとなかなか難しい面もございまして、そういった対応をさせていただきたいと考えているといったところです。

会長 次の委員、お願いします。

委員 まず審議会資料1-1、先ほどご説明がありました、新システムに職員の健康管理情報を整理する機能が実装されるとありますけれども、なぜ給与システムに健康管理情報という全く関係ない医療の情報が実装される必要があるのか、その辺がちょっと理解できないのと、あと、医療関係の情報というのは最もプライバシーに関わることなので、それを給与システムにわざわざ載せる必要があるのかということなんですけれども。

それと、資料1-3のシステムの形態というところにハウジングコロケーションと書いてあるんです。これはラック単位ではなくてスペース単位でサーバ設置場所を貸出しすると書いてあるんですけれども、ラックからスペースになるということは、情報が漏えいする可能性が高くなるということではないのでしょうか。

以上2点です。

区側 まず1点目のお話ですが、なぜ人事給与システムに健康情報を実装させる必要があるかというお話でございまして、職員の健康状態を基に、例えば職員の休職状況ですとか人事配置ですとかといったところも考えていかなければいけない中で、また、職員が配置されているところによって、どういった健康状態でいるかといったところも人事課の保健師のほうでは日々状況を把握しているといったところもありまして、なかなか今までは人事給与システムの中でそういった機能がなかったものですから、別々に同じ人の情報を管理していたというやり方では効率性に欠けていた部分もあったかと思っております。

先ほど申し上げましたように、この情報につきましては、保健師、看護師しか扱いませんので、ほかの職員がこういった情報に触れることはございませんので、そういった意味では、必要な情報についてはしっかりと限られた人間が扱うことで、そういったご心配のないような対応を図っていきたいと考えてございます。

区側 3点目については、行政情報マネジメント課長からご説明させていただきます。

資料1-3のハウジングコロケーションの部分でございまして。※が打ってあるところで、ラック単位ではなくスペース単位でのサーバ設置を貸出しというところでも、貸出しの場所をラック単位にするのか、その中のスペースを1単位で貸し出すのかというところの違いでございまして、貸出しを受ける領域を区分ごとにしっかり持っていくところでは、ラック上なのか中なのかで違いはありますけれども、何ら変わりがないというふうに考えてございますので、しっかりとセキュリティを担保したものと認識しておりますので、安全性は問題ないかなと考えております。

会長 委員、いかがでしょうか。

委員 その給与システムということと健康管理ということの2つの全く違う要素をですね、同じシステムに載せて管理するというんですけれども、お互いに管理するのは違う人、課というか、担当がやるので、給与システムのほうの情報を見たり、逆に給与システムに関わる人が健康管理の情報を見たりということはないということですよ。

区側 はい。おっしゃるとおり、必要な情報はその情報を取り扱う者だけしか見られないような形にしておりますので、今お話のあった給与だけではなくて、人事関係も含めたシステム、人事給与のシステムなんですけれども、健康管理に関しましては、先ほど来申し上げておりますように、保健師、看護師しか見ること、扱うことができませんので、人事担当、それから給与担当についても、そちらの情報を見ること、扱うことはできないとそういった取扱いにしたいと考えております。

委員 分かりました。

会長 次の委員。

委員 今回、健康管理業務の情報ということなんですけれども、これは1点だけなんですけれども、要配慮個人情報ということと位置づけて扱うということになるのでしょうか。

区側 行政情報マネジメント課長が答えさせていただきます。

現在の個人情報保護条例上の定義で言いますと、特段要配慮個人情報という定義がそもそもございませんので、改正個人情報保護法の話になったときにですね、この医療の情報というのは要配慮個人情報に当たるというふうに考えていただければと思います。

会長 ほかの方はいかがでしょうか。

次の委員。

委員 今に関わることなんですけれども、機微情報ということもあってですね、職員の方が病歴等について載せてほしくないという場合にはノーと言える権利があるのかどうかということと、再委託については、特記仕様書のほうに、目黒区の承諾を得た場合はこの限りではないということがある。今回の場合は再委託は考えておられるのでしょうか。

2点です。

区側 それでは、まず1点目のお答えをさせていただきますが、基本的には、職員の健康管理をする上で必要な情報については、このシステムの中に登録をして管理をしていきたいというふうに思っておりますが、職員のほうから申出があった場合には、そういった対応ということも考えていかなければいけないと思っております。

区側 2点目の再委託の部分については、行政情報マネジメント課長から発言させていただきます。

再委託に関してということでございますけれども、本件のシステム導入に当たりましての再委託は考えておりません。

会長 次の委員。

委員	<p>2点確認なのですが、人事課に保健師がいるというお話だと思うんですけども、ほかにも区役所内、保健所だったりとか様々なところにいる保健師さんも、これは見る情報になるのか、それとも人事課の保健師ということで限定されるのか、これがまず1点目。</p> <p>それから2点目が、同じくですね、先ほど保健師及び看護師の方が見られるということで、人事課に保健師がいることは分かったんですが、看護師はどういうような立ち位置にいるのか。区の職員なのか、それとも庁外の、本当に病院から来られる方なのか教えてください。</p>
会長	<p>お願いします。</p>
区側	<p>先ほどちょっと説明が足りずに申し訳ありませんでした。2点まとめてお答えさせていただきます。</p> <p>まず、私ども職員の健康管理をしている保健室の職員につきましては、全て人事課の職員でございまして、常勤の職員、これが保健師が1名でございます。そのほかに会計年度任用職員として2名の職員を配置してございまして、保健師1名と看護師1名をそれぞれ配置しているといったところでございます。今回こちらでご承認をいただきたい個人情報につきましては、この3名しか扱わないという形で、区のほかの保健師、看護師については、こういった情報は扱うことができないといった対応で行ってまいりたいと考えております。</p>
委員	<p>結構です。</p>
会長	<p>それでは、皆様、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは採決に移ります。オンラインとの併用となっておりますが、オンライン参加の方も含めまして、賛成の方、まず挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(賛成者挙手)</p> <p>反対の方、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(反対者挙手)</p> <p>採決の状況をお伝えください。</p>
区側	<p>賛成16名、反対2名になります。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、賛成16名でございますので、本件諮問については承認といたします。ありがとうございました。</p>

(2) 情報通信技術を活用した業務効率化に関する業務の外部委託に伴う個人情報の取扱いについて

会長	<p>続きまして、諮問事項(2)情報通信技術を活用した業務効率化に関する業務の外部委託に伴う個人情報の取扱いについて、区から説明をお願いいたします。</p>
区側	<p>(資料により説明) (約8分)</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p>

ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

では、まず委員から。

委員 資料2の(2)の対象件数のイのところですがけれども、サンプリングされたデータから個人情報に数件ほど目につけるといふことでもありますけれども、これはどのぐらいの量といふますか、その辺が分かれば教えてください。

区側 該当する内容にもよりけり、一概に量は幾つというふうには言えないんですけれども、例えば画面に出てくる、1画面で見られるような形の範囲とか、帳票で打ち出したものであれば、1ページで見られるような範囲のものというふうな形では、申し訳ありません、現時点では、量という意味でいくと申し上げられないです。

委員 どのぐらいの数というのが分からないということですが、要するにサンプリングされるものが、自動化プログラムを作成していくためには、それがきちんと稼働するまではサンプリングされたデータがどんどんつくられて目につく可能性があるというふうな解釈でよろしいでしょうか。

区側 おっしゃるとおりです。稼働するまでの間のことです。

委員 そうすると、今のお話ですと、稼働するまでとなると、それがあまりうまくいかない、なかなか進まないとなると、かなりの個人情報が目につくというふうな認識で、もう一度確認をさせていただきます。

区側 回数という意味でいくと、おっしゃるとおり、うまくいくまでの間、何度も何度も確認をしていきますけれども、対象の個人情報の範囲という意味でいきますと、別にその範囲が広がるわけではなくて、該当する対象範囲の中でサンプリングしたものがきちっとうまくいくかどうかという範囲の中で確認を取っていくというふうな形でご理解いただければと思います。ですので、回数は増えるかもしれませんが、対象範囲がテストを繰り返すことによって大きく広がっていくというわけではありません。

会長 次の委員、お願いします。

委員 資料2-4の5の(1)ですが、事前に許可された業務上必要な情報機器以外の持込み及び情報の持ち出しを禁止するとありますが、スマホの持込みは許されるのでしょうか。それから、もう一つ質問です。次の2-5の(3)、委託先との契約締結にあたっては、特記仕様書を取り交わし、情報セキュリティ確保及び個人情報保護に関する必要事項を遵守させると書いてありますが、これはいわゆるNDAというか、機密情報を漏らさないということに約束する同意書を委託業者一人一人と交わすということなんでしょうか。

区側 まず1点目のスマホの持込みの部分についてはですね、基本的にはスマホの部分についても持ち込まないような形で対応させていきたいというふうに思っております。

2点目のところの特記仕様書を取り交わしの部分ですが、こちらは基本的には一名一名というよりは、対会社という形での取組として、契約を結ばせていただくときに特記仕

様書を取り交わし、その中に、別紙のところでもっと記載しておりますけれども、標準仕様書から加筆した修正事項を基にした形での契約を結んでいくとご理解いただければと思います。

委員 ありがとうございます。

会長 次の委員。

委員 先ほどの他の委員からの質問でちょっと確認なんですが、資料2-4の(2)で、個人情報が入る可能性ということで、入力とか、そういうことはしないということで、ただ見るだけというそういう委託内容なのかどうか確認したかったんですが、いかがでしょうか。

区側 まず入力作業等をやったということはありません。これは、イメージとして捉えていただきたいのは、例えばBPRを行うときに、今どんな資料を使っているか、どんなアウトプットの資料を出しているかというところを確認していくときに、その資料の中に個人情報が入っているケースがあるので、それが見えてしまうというように捉え方でご理解いただければと思います。

もう一つ、RPAにつきましても、こちらは今、人がやっている作業がどんなものなのかということを確認していく中で、例えば人がやっている作業の中の部分で一部個人情報と思われるものが画面に出てきてしまうとかということ、目が触れる可能性があるということで記してあるもので、個人情報自体を外部の人が来られて入力作業をするとか、そういったことは一切ございません。

委員 分かりました。ありがとうございます。

会長 次の委員。

委員 先ほど他の委員からの質問にあったところの深掘りになるんですけども、資料2-4で、項番5の(1)、事前に許可された情報機器に関してなんですけれども、この事前に許可というのはどんな形式を取っていくのか、ここについて教えてください。というのも、事前に何か書類を出していくのか、口頭でこういったものを持ち込んでいいのかというふう聞いて、それで対応できるのか、こういったところに関して伺います。

区側 まずRPAについて申し上げますと、RPAについては、個別に持ち込んでいただく機器はありません。全て区の方で用意した機器の中でやっていただくということが前提だと捉えていただければと思います。一方、RPAの部分ですけれども、基本的にはRPAについても中に機器を持ち込んで対応していただくということはないと捉えていただければと思います。

委員 基本的には機器を持ち込むことはないということだったんですけども、事前に許可が必要だということであれば、何らかの、紙なのか口頭なのか、その手続はどのような形になるのか教えてください。

区側 繰り返しになりますけれども、RPAについては、まず一切機器の持込みというものはないご理解いただければと思います。BPRの中で、万が一機器を持ち込むということとがもしあるとすると、例えば打合せをしていた内容のところを、パソコンを持ってきて、その中で議事録なりを作っていく上での大事なメッセージを入力していくというようなことは、場合によってはあるかもしれません。そのときには、事前にこちらのほうでちゃんと持込み許可と持込み理由とかというところを確認した上で執り進めさせていただきたいというふうに思っております。

委員 ありがとうございます。

会長 次の委員。

委員 DXビジョンをどんどん進めるというのは大変いいことだというふうに理解しております。その中で、こういう案件のときにはぜひ示していただきたいと思うのは、効率化というのは、どの程度の効率化ができるのかということなんですよね。やっぱりここによって、例えば執務室内に入ることによって起こるリスクと効率化がどのぐらいのものなのかというのを比較しないと、なかなか判断しづらいということがあると思うんですよね。ですから、やっぱり数字的にどのぐらいの効率化が図れるので、このリスクについては承認願いたいと、こういう図式があればうれしいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

区側 例えばRPAを進めていく中では、やっぱり外部の業者さんにその開発をお願いすると、コストがかかってきます。おっしゃられるように、基準値を設けてやらないと無尽蔵にお金が出ていくという形になると思っておりますので、内容について、今、明確にこれという形で申し上げられるところまでは詰まっておりますけれども、1つの案としては、例えばかかったお金が1年の中で回収できるような時間コストというものであればどうしていくとかという形で、費用と効果ということを見極めながら、やるかやらないかということは判断して進めていきたいなと思っております。

ご回答になっておりますでしょうか。

委員 分かりました。やっぱり何らかの数字を示していただけると、今後もう少し分かりやすいかなと。要するに、リスクと費用を、何と何を比べているのかがよく分かりづらいということで、私はこのBPR、RPAはどんどんやっぱり進めたほうがいいと思うので、ただ、そのときに、何でそんなことを言っているかということ、職員が常時監視するとかということがあるので、職員が監視すると、そこにまた余計なコストや手間がかかっているんじゃないかとか、そういうふうに思ってしまうんですよね。その辺を、やっぱりもうちょっと数値化みたいな形で示していただければありがたいなと思った次第です。

以上です。了解しました。

区側 十分留意して進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

会長 では、皆さん、よろしいでしょうか。

それでは採決に移ります。賛成の方、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。

	<p>反対の方、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(反対者挙手)</p> <p>それでは、採決の状況をお知らせください。</p>
区側	賛成17、反対1名になります。
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>賛成17名ということですので、本件諮問については承認といたします。ありがとうございました。</p>

(3) ワクチン接種証明書のコンビニエンスストア等における自動交付サービス導入に伴う個人情報の取扱いについて

会長	次に、諮問事項(3) ワクチン接種証明書のコンビニエンスストア等における自動交付サービス導入に伴う個人情報の取扱いについて、区から説明をお願いします。
区側	(資料により説明) (約12分)
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。では、まず委員から。</p>
委員	<p>コンビニでマイナンバーカードを使って個人のコロナのワクチンの接種記録を取るということなんですけれども、今までは例えば海外に旅行する人とかそういう人が、役所に来てそれを取って使用していたのか。</p> <p>そしてその割合は例えば目黒区なら目黒区でどのくらいの割合なのかというのは数字としてありますでしょうか。コンビニでそれを使用する率というか、どのくらいあるのかなというのを知りたいのですが。</p>
会長	お願いします。
区側	<p>実際についてでございますが、ここ1年程度の間で紙の発行枚数については、窓口発行と郵送対応を含めておおよそ1万4000枚程度になっております。直近一日あたりの件数ですが、郵送対応を含めて平均1日100枚くらいとなっております。実は昨年12月20日から国内対応専用の証明書を発行していることもございまして、海外用がどれだけの割合かというのは今数字としては持ち合わせておりません。</p>
委員	そうすると、例えば目黒区にいなくても、どうしてもそれが必要な時はコンビニで取れるということを目的としているわけですね。
区側	<p>コンビニでとれるようにするということの主な目的というのはですね、今12月20日よりスマートフォンのアプリを用いて証明書は取ることができるようになっているわけなんです。ですので、それを提示すれば済むということであれば、特に紙の発行は不要というこ</p>

とになるんですが、やはりどうしても紙の提出を求められるところ、それは諸外国の水際対策での制度がどのような形なのかという、やはり紙の方で求められることもあるかと思えますし、それから国内でも接種証明を提示ではなく紙として求められるということがある場合には、どうしてもスマートフォンの提示では足りないのではないかとということが想定されています。その場合において、例えば土日とか夜間の時にそれを取りたいですとか、あとは大変煩雑な場合があります、1回目2回目3回目と接種を受けた時にですね、同じ自治体で接種を受けていない場合はですね、その自治体に行って各自治体で証明を受けなければならないということがございまして、そういう場合はですね、コンビニのところで発行を受ければそこで1回というか、申請は3回になってしまうのですけれども、それでもそのコンビニの場所で全て接種証明を受けることができる、そのようなメリットもございます。

会長        それでは、委員のほうが先にお手を挙げていたようですので、委員、お願いします。

委員        これは全般的なことなんですけれども、今、海外では接種証明を必要とするようなところはすごく減ってきていると思うんですね。今後4回、5回とどこまで続くか分かりませんが、その需要がどれだけあるのかということと、これがそんなに緊急性を要することなのか。実際にその目黒区で予防接種システムというのがあって、資料の3-4ですけれども、そこに情報が入っていて、同じように目黒区の接種会場でもその情報を持っていて、接種券というのものも、そのシステムの情報を基にして発行しているわけですから、そこで接種を受けたということを同時に確認し、自動的に証明書を一人一人に渡すということのほうが、マイナンバーを付与するとか、マイナンバーにリンクさせるという意味が、私はあまり必要性としては感じていないんですけれども、さらにコンビニでマルチコピーなどを使って情報を入力するということは、幾ら本人が消してもコピー機の中に情報はずっと残るわけで、さらにマイナンバーが他人に知られる機会は増えると思いますので、非常に危険だと思います。ですから、その必要性をどの程度考えていらっしゃるのか。緊急性はいかがなんでしょうか。

会長        お願いします。

区側        海外でどれだけ必要とされているのかについては、今かなりの、112か国というふうに私たちのほうでは把握しているんですが、そこでどれだけ書類を必要とされているのかどうか、情報を今は持ち合わせておりませんが、紙の提出を求められるということは、ゼロにすることは困難ではないのかと国のほうでも考えております。

それから、マイナンバーカード、個人番号を使った証明書の出し方になるんですが、これはスマートフォンのアプリで証明書を取るときも、実はマイナンバーカードを使って取るということになっております。実際に個人番号を使って突合することになるので、どうしてもこれはマイナンバーが必要になってしまうということと、それから、実際にコンビニのキオスク端末においては、そこにデータを蓄積するということではなく、印刷をしたり処理が終わってしまったら、その場で削除される、廃棄されるというようなシステムになっておりますので、その点についてはご心配はないかなというふうに考えておりますし、コンビニの店員がこの作業に関わるということは基本的にはございませんので、あとは忘れたときの対応とかですね、そういう幾つかの対応に気をつけて、セキュリティ対策というのは規約に基づき事業者がしっかりやっていくものと考えております。

委員        分かりました。

会長 それでは、次の委員、お願いします。

委員 すいません。ちょっと聞き逃したかもしれないんですけども、このマイナンバーにワクチン接種を紐づけるということの根拠というのは、法令では何に当たるのかということ、それをまず一つ聞きたいということと、多分海外では、ワクチン接種証明書というよりは陰性証明書が必要で、何時間以内のとかということ、ワクチンを接種するというよりも陰性証明、日本でも、日本に入るときに今、陰性証明書を必要としていますけれども、そのほうが多いかと思うんですね。ですから、こういうことをすることは何となくちょっと便利だからやっておこうみたいな感じがあって、ちょっといただけないなという気がするのと、このコロナの流行というものも、どこまで続くのか見通しが分からないわけで、ひょっとしたら有効な薬などが出てきて、こうしたような証明書を必要としないということにもなりかねないので、その辺りのところもどんなふうにお考えなのか、そういう形になったら直ちにこのマイナンバーからこのワクチン証明の部分を下げる、接種証明の部分を下げるとか、そういう形になるのか、その辺りのところもお伺いしたいと思って手を挙げました。よろしくお願いします。

会長 お願いします。

区側 まず法的根拠の部分になりますが、これは予防接種法の中で接種済証というものを渡すとともに、請求があったときには接種証明を出さなければならない、出すことになるというふうに規定がございまして、予防接種法の施行規則にそのように書かれております。

マイナンバーの取扱いについてはですね、マイナンバー法と、目黒区特定個人情報の保護に関する条例等で取扱いのほうが定められております。

あとは、実際にここのコンビニ交付についてなんですけど、国のほうから統一された仕組みとして立ち上げるということになっておりますが、先ほども申し上げたんですけど、どこかの自治体が参加しないということになると、複数の自治体で接種記録を持ち合わせているところの証明というのが出しづらくなってしまいますので、これは全ての自治体においてお願いしたいというふうに話が来ておるところでございまして。

あとは、今年度については参加ということになっておりますが、来年度以降については未定となっておりますので、来年度以降については、また改めてこの後国のほうから話が寄せられるということになっております。

委員 要するに、紐づけることを根拠づける法令というのは、別にないというふうに捉えるんですかね。通知みたいなもので来ているとか、そういうような形ですかね。

区側 行政情報マネジメント課長が補足させていただきますけれども、本件については、マイナンバー法で接続を紐づけることについては定めがされていまして、ちょっと具体的に何条何というのは今、手元がないんですけども、紐づけること自体については国の方の国会審議等々で一応承認がされておまして、具体的にはですね、番号法第19条第16号、人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合として該当するということ、国から解釈が来ているというところでございます。

委員 ありがとうございます。

会長 次の委員。

委員 資料3-2の4の個人情報保護対策というふうなことが書かれておりますけれども、特に気になるのは(1)、(3)なんですけれども、利用者がマイナンバーカードや証明書を置き忘れた場合には、コンビニ店舗等にて遺失物として警察に届けるとありますけれども、これは全く保証されるものではないと思うんですけれども、この点についていかがでしょうか。

あともう一点、(3)におきましても、キオスク端末で印刷不良により証明書の誤印刷が発生した場合には、店員が証明書に無効の印を押して利用者に渡すとなっておりますけれども、これは受け取る側が、もし誤印刷が発生した場合には、必ず店員の方がですね、証明書のところに無効の判を押して返してくれるものだというふうに理解していればいいと思いますけれども、これも徹底できるかどうかということを考えますと、大変すごく不安な、ちょっと個人の情報が保障されるものではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

区側 個人情報保護の対策についてのご質問であります。この(1)と(3)の部分で、(1)の置き忘れた場合、コンビニ店舗等において遺失物として警察に届けるということ、それから、(3)の印刷不良により証明書の誤印刷が発生した場合、店員が証明書に無効の印を押し、利用者に手渡すということについてはですね、全国共通の規約に基づいて対策がとられるということになっておりますので、ほかにマイナンバーを使う住民票の写しの交付とか、そういうときの対応と同じ対応になっておりますので、そこについては何か新しくセキュリティが弱くなっているとか、対策が不足しているということはないというふうに考えております。

委員 今ご説明がありましたけれども、いろんな方がコンビニで当然お仕事をされていて、様々な国籍の方も仕事をされているということで、その一人一人に確実に徹底できると考えていらっしゃるでしょうか。

区側 一人一人に徹底するというのが、当然これは事業者の義務であると考えております。

委員 義務であっても、それが必ず履行されるかどうかということを私はお聞きしているんですけれども。

区側 これはその店員、従事者の方が事前に研修等で指導を受けて、もしこのような印刷不良が発生した、誤印刷が起きたというときの対応というのは分かった上で、交付に来た申請者の方に対応するものと考えております。

委員 いろいろご説明がありましたけれども、大変不安な内容となっているので、ちょっとこれ以上質問してもなかなか行き違いになってしまうので、とりあえず質問は終わりたいと思います。

会長 次の委員。

委員 念のため1点確認させていただきたいんですけれども、この取り交わす規約については全国共通の規約ということになっておるわけなんですけれども、当然のことながら、区において、この規約の内容が、特定個人情報保護に関しましてセキュリティは万全であると、つまり規約の内容はしっかりしているよということは、区としては当然確認していると理解して

いいのかなど、1点、そこだけお願いできますか。

区側 規約についてはですね、まず新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付サービスに関する規約というもの、これが区市町村、目黒区と、地方公共団体情報システム機構というところと、それからデジタル庁、ここと規約の同意を締結するということになっております。それから、VRSの利用の規約については、接種記録システム利用に当たっての確認事項の改定ということで、規約の案というものがこちらのほうに寄せられておまして、その確認は私たちのほうでしております。

委員 ありがとうございます。全国共通でも、やはり区民のための特定個人情報の保護の観点で、区としてもきちっと規約を確認して、これならばということで取り交わしていただくということであれば安心できるということでございます。

会長 それでは、よろしいでしょうか。  
それでは採決に参ります。賛成の方、挙手をお願いいたします。  
(賛成者挙手)

ありがとうございます。  
反対の方、挙手をお願いします。  
(反対者挙手)

ありがとうございます。

区側 賛成11名、反対7名になります。

会長 過半数は11でしたっけ。

区側 過半が、今日は18人いますので、9です。

会長 9？

区側 はい。

会長 ぎりぎりですが、賛成が上回りましたので、この案件については承認ということにいたします。ありがとうございました。

私のほうから一言。最後に、従業員の教育はコンビニ事業者の問題でありますし、これで目黒区だけ加わらなくて目黒区民が不便をかこつというのは問題だと思うので、私自身は承認でよろしいかとは思いますが、実施に当たっては、事業者に対して個人情報の保護、委員の方々からきちんと確認の声が上がっているわけですから、区内のコンビニ事業者さんに対して個人情報の保護はしっかりやってくださいねというようなことを目黒区からも周知していくということをお願いしたいと思います。ありがとうございました。

区側 ありがとうございます。今後、取扱いに当たってはセキュリティ対策を万全にしまして、情報漏えい等がないように注意してまいりたいと思います。

会長 よろしくをお願いいたします。

(4) 感染症対策の電話対応時における通話内容録音の実施に伴う個人情報の取扱いについて

会長	次は、諮問事項（４）感染症対策の電話対応時における通話内容録音の実施に伴う個人情報の取扱いについて、区から説明をお願いします。
区側	（資料により説明）（約7分）
会長	ありがとうございます。 それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。 委員どうぞ。
委員	ご説明ありがとうございました。確認の意味も含めてなんですけれども、この録音されたデータはインターネット回線等にはつながらないで保存されるということなんですけれども、これをテキスト化する際に、どこで誰がどうやって作業をするのかということを確認させてください。 それから、運用上の対策で通話内容を録音することについてはホームページ等で案内するというふうにあるんですが、通常、例えばいろんなコールセンターに電話をしますと、サービス向上のため、この通話は録音させていただきますというような案内があって、会話する側に、私であれば私が、この通話は録音されるんだなということは確認がとれると思うんですけれども、必ずしも、皆さん、ホームページを見てくるわけではなく、その場合、相手が録音されているということを認識されずにいる場合が発生すると思うんですけれども、その点はどういうふうに考えていらっしゃるのか。トラブルになった、あるいはここに書いてあるように、不幸にも同様の事案が発生した場合には検証する云々というときに、相手が録音されているということを認識していないと、いろんな点で区側にも不利になるといったら変なんですけれども、そういうような状況も発生するのではないかなというふうに懸念したりすることもあるんですけれども、そういった電話をかけた側に録音されているということをはっきり周知したほうがいいのではないかなというふうに思うんですけれども、その点、いかがお考えでしょうか。
区側	まず、1点目のテキスト化データでございます。こちらは特に職員が作業するというのではなく、自動的に通話内容を文字起こしされるというイメージでございます。 また、2点目でございますが、本来であればこの電話は録音しておりますというメッセージを流せば、それが一番よいと考えているところですが、現在の電話交換機にそのシステムをつけてしまいますと、万が一不具合があった場合、役所の全ての電話が不通になってしまうというおそれがあるため、今回、録音していますというような案内はつけないところでございます。 ただ、録音を聞く可能性といいますのは、今回このシステムを行う際に生命の危険があるというところで本当に限定、できれば使わないほうが良いというぐらいの内容のものでございます。そのため、一応ホームページで公表をしているということで何ら問題はないということは確認しているところでございます。
委員	録音されたデータは、機械上でAI-OCRというか、よく分からないですけど、そういったシステムで文字起こしされるということなんですけれども、録音しているということ

相手に知らせるシステムをつけると、不具合が起こったときに全部システムが落ちるのはなぜなのでしょう。

もう1点は、もちろん、こういった不幸な事例が起こらないことはもちろん一番大事だと思うんですけども、万が一のことが起きたときに、もしかしたら法的にはホームページ上に載せていればそれでオーケーなのかもしれないんですが、相手が、「えっ録音されていたの？」というようなことに、そこからまたトラブルになるんじゃないかなということも心配、もちろん、件数的に多いとは思わないですけども、そういったことを考えると、やはり録音するのであれば、私だったら録音されていると知りたいなと思うので、そこは何か努力をされたほうがいいんじゃないかと思うんですけども、そこはいかがでしょうか。

会長 はい、お願いします。

区側 まず、1点目でございます。電話交換機に取り付けるシステムですので、不具合が生じた場合、録音システムというよりは、区の電話が全て不通になってしまうというイメージでございます。全く総合庁舎にかかってきた電話が繋がらない状態になってしまうという危険性があるため、そこは今回は見送っているというところでございます。

会長 多分、その電話交換機のシステムのことが、委員含めて、皆さんによく伝わっていないと思うので、その電話交換機のシステムが目黒区でどうなっているのかというご説明をいただいたほうがはつきり分かるんじゃないでしょうか。

おそらくこの感染症対策なりのところ、直通電話のところ、すぐ職員が取るようなイメージだから、電話機を取ったときに録音していますと流せないのかというところで、多分かみ合っていない気がします。なので、目黒区の電話交換システムというのがどういう仕組みかというのをまずご説明いただいたほうがよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

区側 失礼いたしました。

今回、録音機をつける電話は直通電話でして、各課でいろいろ直通電話というものは持っておりまして、それは光回線でつながっております。そのほかに、区役所は代表電話番号がありまして、そちらはアナログ回線になっております。今、電話交換機はそれらの複数の回線、種類のものが同時に入っておりまして、そのシステムに今回録音システムを取り付けるというところですので、直通電話だけが不具合が生じるというわけではなく、電話交換機に様々な電話が入っておりますので、それら全てが通じなくなるというものでございます。

電話交換機とは、複数の電話機を統合する機器でございます。電話交換機を利用することによりまして、庁内で電話回線を共有することができ、1つの電話番号にかかってきた電話を複数台で取ることや、内線同士のやり取りが可能となるというものでございます。

委員 確認なんですけれども、このシステムをつけるのは直通電話に、いろんなところに掲載される直通電話に電話をしてくる、そこに録音機システムをつける、そこに不具合というよく分からないんですけど、不具合が起きた場合は、その直通電話の光回線だけじゃなくて、アナログの回線まで全部落ちちゃうということですか。

区側 落ちてしまうのはそのとおりでございます。今回、録音機をつけるのは電話交換機に接続いたします。それで、感染症対策課の直通電話1本を録音できるように、録音システムで設定するような形です。イメージとしては、電話交換機につないだ録音システムによって、あ

る特定の電話番号の録音ができるようにするというものでございます。

委員 分かりました。要するに、電話の回線1本とかじゃなくて、電話交換機の中に光もアナログも入っていて、その中の光の特定の回線に対して録音機をつける、使えるようにする。それが落ちちゃうと、全部交換機が落ちちゃうという不具合が起きる可能性があるということですね。

区側 はい。

委員 分かりました。それで、そうは言いつつも、ホームページだけじゃなくて、録音されているということにかけている人に知らせることは必要なんじゃないかなというふうには思うんですけども、私が区民だったら、録音されているということ、自分の情報もありますし、知りたいかなと、個人情報を話すわけですから、録音されているのであれば知りたいかなというところもあるんですけど、その辺はどのようにお考えですか。

区側 私どもも何らかの方法、システムティックな方法が取れば事前にアナウンス差し上げたいという気持ちは持っているんですけども、現時点では、こういった機器類、ハード面での制約から、それができないような状況になっております。

個人情報保護上では、録音しているということを事前に相手に通知する義務はないというふうには考えられておりますので、何とか私どもも、対話を真摯に行うことによってご理解を得ていただきたいというふうに思っています。

委員 ありがとうございます。

会長 よろしいですか。  
次の委員、お願いします。

委員 資料4-1、この2のところなんですけれども、その段落の3つ目ぐらいに、録音システムの保守については外部事業者に委託すると書いてありますが、外部委託業務内容が記載されている項目がありません。具体的にどこからどこまでを外部委託するのが不明なんですけれどもね、具体性がないというか。

あと、資料4-3の5のところは今後の予定というのがあるんですけども、これも具体的な日程が記載されておられません。普通、諮問事項においては、資料を作るときに、においては、1、経緯、2、取り扱う個人情報、3、情報セキュリティ対策、4、外部委託の業務、5、委託事業者の情報セキュリティ対策、6、今後の予定、7、諮問の必要性と、順序立って説明されているので分かりやすいんですが、この資料に関しては抜けている部分が多くて、その辺の書式を統一されて、順序立って説明をされたほうがよいのではないのでしょうか。

お願いします。

区側 まず、1点目の保守委託の内容でございます。点検と故障の修理等を委託する予定でございます。

区側 それから、今後の日程でございます。まだそれほど多くの日程が、詳細に決まっておられません、本日のこの審議会で答申をいただきましたならば、次に7月22日に予定されて

おります区の特別委員会にこれをご報告するという予定になっております。そして、実際に録音が具体的に始まるのは8月からというスケジュールを考えております。

区側 行政情報マネジメント課長です。書式の体裁がほかの資料と違うというところのご指摘、そのとおりだと思います。今回、資料の作成に当たりまして、そこら辺の確認が漏れましたことをおわび申し上げます。

委員 ということは、外部事業者、委託業務に関しては、録音システムを持ってきて、それを保守し、維持し、管理し、使用する、そういう外部の方が来て録音操作をなさるということですね。

区側 今おっしゃっていただいたとおりでございます。

区側 ちょっと1点だけ。外部事業者は録音の操作をすることはございません。あくまでも機械の保守をするだけで、また、記載のとおり、個人情報を含むデータを参照させないというところは維持した状態で、あくまでも機械のメンテナンスをするというところでございます。

委員 ありがとうございます。

会長 順番に参ります。次の委員、お願いします。

委員 ありがとうございます。

先ほど、他の委員からの質問で、音声認識に関してあったと思うんですけども、この音声認識って、ネット回線を本当に使わずにできるのかなというのが少し気になっております。というのも、例えば今ある音声認識の主なものですと、Googleのところで音声認識をやって文字にしますよとか、あとは、UDトークなんかも多分使っていらっしゃると思うんですけども、こういったものって、どうしてもクラウド上でこう判断してもらって、それを文字にしていくという経路を取っていたと思うんですね。そうすると、どうしてもネット回線を使ってテキスト化しているようなイメージがあるんですけども、今回のこの部分に関しては、全く使わない形でできる事業者さんに依頼していくということなんでしょうか。

区側 今いただいたご質問です。もともと、ネット回線は使わないでできるということで聞いておりました、もともとの電話交換機とシステム上、合った機器を導入する予定でございます。

委員 ありがとうございます。

会長 次の委員。

委員 私のほうからも質問させていただきたいと思っております。先ほど、ホームページに掲載をして周知をするということでありましたけれども、確かに、法律は出来上がったものに関しては従っていかなきゃいけないということですけども、やはり区民としては、先ほどありましたが、電話をされたときに、個人情報のもののアナウンスをさせていただいたほうが安心して相談できるんじゃないかなというのが1点と、もう1点は、先ほど回線云々の不具合が生ずるということを伺いましたけれども、一般的に不具合が生ずる場合には、不具合

をなくした状態で区民に対応していくというほうが、区民から見ると丁寧でもあり、行政に対する信頼というものが増すものではないかと思ったりしております、そこを突き進んでいくことが果たして区民の利益になっているのかという、逆に問題やトラブルが生じやすくなるかという点がとても気になっております。その点はどういうふうにお考えなのかお聞かせいただければありがたいと思います。

区側　やはり区民の皆さんの気持ちとしては、もし録音されているんだったら事前にそれは教えてほしいというお気持ちはよく理解できます。現在は、また、感染の波が来かかっている時期でもありまして、まずこういった仕組みを、非常に限定された事例、事案においてではありますが、導入させていただくということを大きな目的として始めさせていただき、こういった事前のアナウンスに関しましては、いろいろな関係する所管とも課題を共有して、総合庁舎の電話回線を見直したりという、そういった検討も必要になってまいりますので、現時点では検討を続けさせていただきたいと思います。

委員　やはり区民からしますと、安心で安全であるという、信頼といいますかね、こういうものこそが区の行政的な一番大事なところじゃないかなと思いますので、やはり、突き進むだけでは個人情報の問題は解決しづらいかと、私自身は考えているところであります。

会長　次の委員。

委員　他の委員から出ている点についてなんですけど、要は、今回録音するのは通話を録音することなので、システム的にやらないで、通話の冒頭にですね、この通話は適切な対応のために自動録音されますとアナウンスするだけで、それで十分じゃないかと思うんですが、そこはできないんでしょうか。

区側　そういった対応も考えてはみたんですけども、今まで何千人、何万人という方々からの相談を通じて感じてきたこととしては、非常にコロナという問題に対して、皆さんも大変ご心配をなさって、気持ちが焦っている状況でのお電話というのが多い状況でございまして、それに対して十分なお相談の時間を取るというのも、感染者が増えてくると難しくなっておりますので、円滑な電話相談をできるだけ多くの方々にさせていただきたい、そういった観点から振り返ってみますと、電話の冒頭で担当者が肉声で録音させていただきたいという旨を伝えた際に、そこでどうしてかということでの押し問答が始まる懸念が大変ございまして、そこで時間が取られてしまうというのを懸念しておりますので、こういったご案内は機械での事前アナウンスがよろしいのではないかとこのように考えております。

委員　多分、第一線の現場ではそういうご苦労があるのだらうと思いますが、でも、結果的には録音するんですよねという、なんか言葉は悪いんですけども、だまし討ちみたいになっちゃうんじゃないですかという気がしてしまっただけですね。オープンに個人情報には配慮して、録音することになりますということをお伝えしたほうが、やはり逆に丁寧なのかなという気はしますが、現場の状況があるので、意見というところで止めておきたいと思いますが、やはりホームページで書いてあるから、ちゃんと書いてあるじゃないですかよりは丁寧かなというのは、どうしても気持ちは拭えないという点があります。この点についてはそのぐらいでやめておきます。

　　続いていいですか。

会長 もう1点あるということで。続けてどうぞ。

委員 これは手続論で申し訳ないんですが、諮問の必要性、4-3の最後なんですけど、9条2項5項を掲げていらっしゃるんですが、4号で区民の生命・健康を守るために緊急かつやむを得ない場合はというのがありまして、4号じゃなくて5号にしているというのは何か理由があるのか、そこを1点。

もう1点は、16条ただし書ということになっているんですが、16条ただし書というと7条各号に掲げる事項ということで大きく3つあるんですけども、思想・信条及び宗教に関する事項、人種及び特別の社会的差別の原因となる社会的身分に関する事項、3点目が犯罪に関する事項と、これに関するものを記録する可能性があるから今回諮問していると、こういう位置づけなのか、諮問の必要性の2点が確認させていただきたいなと思った点です。

区側 その点については、行政情報マネジメント課長からご説明させていただきます。

まず9条2項5号、本人外収集の審議会の諮問のところでございます、確かに、委員ご指摘のとおり、区民の生命、健康若しくは財産に対する危険を避けというところがございますけれども、この条文を適用した場合には、同条の3項で審議会に事後的に報告をする必要性があるというところがございます。あくまでも、規定の内容としては、本当に差し迫った緊急性というところを念頭に置いている条文でございますので、事前に録音するということが分かっている状況においては、本件の5号を適用して審議会にお諮りするというのが妥当だというふうに事務局としては考えたところがございます。

また、16条の関係でございます。7条各号に定める事項ということで、委員ご指摘の3点について挙げていただきました。電話ですので、相手方がどのような内容をしゃべるかということは予想することが困難というところがございます。例えば、特定の宗教で輸血を禁止している信条があるような方から、輸血に関してできないという理由の中で、そういった宗教観のお話をされるというようなこともあり得るということを考えまして、本条を入れたところがございます。電話というのは何をしゃべっていただくか分からないというところがございますので、そういった危険性を考慮して、本条を入れたところです。

委員 ありがとうございます。4号じゃなくて5号にするというのも、4号はそういう手続があるのでそぐわないかなとは思っていたので分かりました。

16条も、一応何が出るか分からない、つまり、いろんな情報を取れるようにしておきたい、そういう意味での諮問だということですね。分かりました。

会長 委員、先ほど手を挙げられていましたよね。委員からどうぞ。

委員 先ほどの録音のことにつきまして、また追加で質問なんですけれども、個人情報の保護の問題では問題ないというふうにおっしゃっていましたが、やはり知る権利があると思います。最初に、ちょうど先ほど課長が説明されていた、限定された事案について録音するということがあったんですけど、これは自動的にかかってきたものに対して全部録音されるものなのか、先ほど、限定的な事案についてとおっしゃっていたんですけども、そうではないのか、その辺、はっきり教えていただきたいと思います。

やはり、最初に聞き方だと思うんですね。例えば、電話がかかってきて今後の経過に関してきちんと把握をするために録音をさせていただきますみたいな、本当に10秒あれば済むことで、それが押し問答になったりして許可を取るのにすごく時間がかかるようなことで

はないと思いますので、やはり、そういった言い方で、冒頭、話をするのがいいかと思いませんけれども、いかがですか。

区側 先ほどのご説明で、限定された事案という言葉を使いましたけれども、説明が少し不足しておりました。不本意なお亡くなり方を自宅でされるという限定された事案、これに今回の録音システムを始動させる目的として対応させるために、感染症対策課への直通電話全ての録音をさせていただくシステムを開始いたしたいと、そういう意味でございました。

もちろん、事前に肉声で録音をさせていただきたいということを丁寧に説明して了解してくださる方も多数いらっしゃると思います。押し問答になるようなことが想定されるケースは非常に限られたごく少数のケースだと思います。ただ、それが感染者数が増えてくると、ごく少数のパーセンテージでも数が増えてまいりまして、1日で対応できる電話相談の数は限られておりますので、それが毎日続くと相談業務のほうも疲弊してくるといいですか、精度が落ちてくるかもしれない、そういった懸念がございまして、機械での事前のアナウンスが、現時点では受け入れがいいのではないかなと考えているところでございます。

委員 そうしますと、例えば、録音されているということを知らないで電話をかけて、その後何かしらのホームページ、例えば誰かから、知人からでも録音されているということを知った。その後、それに関しては削除してほしいというふうな依頼がもしあった場合は、それは対応いただけるということですか。

区側 それに関しては、現時点でそのようなケースが生じるということは想定しておりませんが、その方からのお申し出をよく検討させていただいて、しかるべき対応をさせていただきたいと思えます。

区側 補足させていただきます。個人情報保護条例の中に、記録されているですね個人の情報を変更ですとか削除とか、そういった権利があるというところで規定がされているところでございます。そういったご希望がある場合には、その条例に基づいて手続をしていただきまして、実施機関の方で判断をいたしまして、それを削除するのか、変更するのかというところを判断させていただくというような形になっています。

それに対しての不服がある場合には、不服審査という形での手続ができるというところになってございますので、一定、制度としては整備がされているというところでございます。

委員 制度があるのは知っているんですけども、やはり録音されているというのを知らない状態で録音されてしまったという場合、その気持ちに対して、その事実に対して、そういう制度があるからということではなくて、やはり、だからこそきちんと伝えるべきというふうに、先ほどから何人かの委員もおっしゃっていることだと思うんですね。だから、先ほども委員のお話にもありましたけれど、きちんとということ自体が丁寧な対応だと思いますけれども、何かしらの形でここはご検討いただくことが必要かと思えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

会長 では、次の委員、どうぞ。

委員 今の皆さんのご指摘の点と同じことを感じたんですけども、現場はまずはこれをやりたいというお話だということと理解しました。その上で、1つ意見と、1つ質問をさせていただきます。

さい。

1つは、逆にテキストで文字起こしをするということであれば、先ほどの話だと、基本的にはそれはもう参照しない、何かあったとき以外は参照しないんだというお話だと思うんですけど、せっかくテキストにするんだったら、むしろ皆さんのメモ書きの代わりに活用するぐらいのこともご検討いただいたほうがいいんじゃないかなというふうには思いました。これは、保護するということとともに、活用するということも考えたらどうなのかなという、そのときの対策だとかもあると思いますし、今、逆に急いでまず導入というときにこの検討をしている場合じゃないという話だとは思っているので、追っての検討で全然いい話だと思いますけど、ご検討いただいたらどうかなと思いました。

もう一つは質問なんですけれども、4-2の4項のところ、入退室管理だとか、使用記録等を複製しないというようなことで、先ほどのお話だと基本的には参照しないという使い方だとしたときに、逆に、何か起こったときに参照したら、実は不具合が起こっていて録音できていませんでしたみたいなことも、逆にそうすると目的を達することができなくなってしまふんじゃないかと思うので、録音データなり、テキストデータなりがちゃんとできているかみたいな、ちゃんと管理するような仕組みもご検討いただいたほうがいいんじゃないかと思った次第です。

区側 ありがとうございます。確かにシステムを見ないことが一番望ましいと思っておりますが、万が一そういうことになった場合に、何か不具合があるということは困りますので、そちらにつきましては、総務課のほうでシステムの稼働状況を定期的に点検して、しっかり録音ができているかどうかというのは、内容は見ませんが、ログ等で確認してまいりたいと考えているところでございます。

区側 ご意見としていただきました特殊なケース以外の日常の事例についても使ってみてはどうかということに関しましては、こういった運用を進めていく上で課題を抽出して、他の事案でも活用できるかなど、関係の所管課とも連携して対応していきたいと思っております。

会長 次の委員。

委員 まず伺いたいんですけど、これもし、お亡くなりになったりしたケースが生じたときに、区として参照するのは音声データなのか、それともそこから文字起こしされた文字データなのか、両方なのか、どう考えているか教えてください。

区側 音声と文字データが編集されない状態で参照できますので、両方のデータをその状態で参照したいと思います。

委員 ありがとうございます。

それから、今までの運用を聞きたいんですけども、今までも電話を受けたときには、職員の方って、当然、ご相談者の内容をメモ書きされていると思うんですね。そのメモというのは、電話を受けたらすぐ捨ててしまうようなものなのか、それともちゃんと保存期間を決めてですね保存しているんじゃないかと思うんですけども、ですから、メモの内容をどのタイミングまで持っているものなのかを教えてください。

区側 電話を受けた対応に関しては、紙でメモ書きをする場合もございます。そういった場合は、

紙媒体を執務室の中で厳重に管理をしています。

委員

ということであれば、今までもこうした特定の番号だとか氏名、住所だとかですね、あるいは思想・信条だとか、そういうのも含めて、区役所に記録されるだろうということは、当然、電話をかけた人は分かってやっているのだから、録音、音声になるとまたちょっと性質は違うかも知れないですが、個人情報に区に取られるということは、別に今までとあまり変わらないんじゃないかなと思っています。

これ、丁寧に電話の最初に了解を取ったとしても、活用されるのはその方がお亡くなりになったケースのみということですよ。ですから、了解を取った相手がもう既に行方不明になったということになるので、そこまでの必要性がどうなのかなというのは私の思うところなんですけれども、改めて伺いたいのが、ですから、これを活用するのが死亡したケースに本当に限られるのか、それとも、何かやはり区がメモを残していなかったせいで放置されてしまっていて重症化したというような、ご存命の段階でも使うことがあり得るのか、その部分を教えてください。

会長

お願いします。

区側

今回、この録音システムを開始させていただきたいと思いましたが、不本意なお亡くなりの方をされてしまった方に対して、それが、電話のやり取りがあったという場合に、そのやり取りが検証できないという事態が万一発生したときに、せめて、検証はしなければいけないという考えから始めさせていただこうと思ったものでございます。

委員

ですので、お亡くなりになったケースだけということで、もう一度、よろしいでしょうか。

区側

現時点で、開始する時点ではそのように考えてございますが、これも、このシステムを運用していく上で様々な課題がまた浮き彫りになってくると思いますので、今後の検討課題として考えていかないといけないことだと思っております。

委員

最後に。ということであれば、この録音をしている、データとかを保管しているところでは入退室管理とかを行われると、当然、施錠していますというお話でしたが、そういった事案が発生していないのにもかかわらず、ここに入りたいですという職員が現れたときには、それは総務課さんのほうで理由を聞くなり、あるいはもう、そういうことが起こっていないんですから拒否しますみたいな形で、そこは厳格にされるのかどうか、再度教えてください。

区側

電話交換機がある場所は、通常、総務課の立ち会いの下、保守業者しか入りませんので、ほかの職員が中に入室するということは考えていません。

会長

それでは、よろしいでしょうか。採決に移りたいと思います。賛成の方、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。反対の方、挙手をお願いいたします。

(反対者挙手)

委員

ごめんなさい、棄権させていただきます。

会長	それでは、採決の状況をお伝えください。
区側	賛成15名、反対1名、棄権1名です。
会長	<p>ありがとうございます。賛成15名ということでございますので、本件諮問については承認といたします。</p> <p>ほかの委員からも繰り返しご指摘がありましたので、実際には亡くなったときのみ検証に使うということですが、ただ、それでも録音することに違いはないので、実際にホームページだけではなく、こういうシステムを始めますよというのは、恐らく区の広報等にも載せると思いますが、その際一言載せるとかの工夫をですね、区民への周知方法を一つご検討いただければと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございました。</p>

(5) 登録制自転車置場管理システムの更改に伴う外部委託について

会長	次に、諮問事項(5)登録制自転車置場管理システムの更改に伴う外部委託について、区から説明をお願いいたします。
区側	(資料により説明)(約10分)
会長	ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。委員どうぞ。
委員	<p>ここに書いてあるように、物理的対策としてDVD-R、CD-Rを使うということなんですけれども、区でもフロッピーディスクがなくなったとか、あるいは先日も関西のほうで、あれは再委託を勝手にしていたというところもありましたけれども、USBが紛失したとかという可能性が非常にゼロではなく、リスクが高いことには間違いがないので、できたらファイル交換サービスに限定したほうがいいんじゃないかなというのは、これは私の意見ですので、ご検討いただきたいと思います。</p> <p>それからもう1点、ちょっと細かいことなんですけれども、オンラインフォームで自宅の略図があるんですけれども、これ、オンラインで、自分で地図を書いたものを、多分写真に撮って送るのか、PDF化して送るのか分からないんですが、こういうものも住所のところ、例えば、何とかマップ、グーグルマップなり何なりのマップで表示をして、ここで間違いないですか、イエス、みたいな形で家の場所を特定できれば、距離もおのずと分かるのかなというようなこともあるので、せっかくオンラインにするのに、人の、何というんですか、アナログの手間が減らないというシステムはちょっと何か違うんじゃないかなというところがあるので、ほかにもそういうことがあるのかもしれないんですけども、特にちょっとここだけ気になったので、そういった、せっかくお金かけてシステムを更新するのであれば、なるべくオンラインに関してはアナログ的なものは削除しておいたほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、どのようにお考えでしょうか。</p>
会長	お願いします。
区側	まず、情報の受渡しの媒体につきましてのご質問でございます。区でも従来より使用して

いたフロッピーディスク、そして最近でも物理的に事故、事案の多いUSB、それから外付けのハードディスクなどなどにつきましては、どうしても一定のリスクが伴うものと考えてございまして、これについていかに避けるかという視点が大事だと考えています。このDVD-RだとかCD-Rにつきましても、1回だけ書き込みができるというのは少しでもそういったリスクを減らすものと考えて、これは裏返して考えると、USBとかは使ってはいけませんよということを規定しているものという形で我々は捉えておりますので、その点について十分確認を行いながら、委託業務との連絡をとりたいと考えています。また、その中でファイル交換サービスについても有効に活用してまいりたいと思っております。

それから、2つ目の質問で、オンラインのフォームについての自宅の略図等でございます。こちらにつきまして、現状では手書きの申込用紙を郵送あるいは窓口で書いていただいて、それを職員が何とか、それをコピーを取ったり手で入力して間違いがないように手作業で行っているというような、かなりアナログな作業になっております。これを少しでも効率化したいということは我々も願っているところでありますし、またデジタル地図を活用したDXというのは長い目で見て行政にとって非常に重要な視点になると考えていますが、一方では、現在のデータを有効活用しながら、それと整合性を図りながら、短期間で少しでもコストパフォーマンスに気をつけながらデジタル化を図っていく、そしてデータを有効活用してサービスを維持する、こういった視点で、現状におきましてはオンラインフォームを活用しながらも、写真などの画像データを併用いたしまして、それを間違いがないようにデジタル管理するといったところで段階的に整備を図っていくという形がよいと、我々としては判断して、このような形で情報の処理を考えているところです。

委員 個人情報とはちょっと違う視点で申し訳ないんですけども、行政側の利便性だけじゃなくて、やっぱり区民の利便性をきちんと考えるべきだと思うので、ここにこだわるわけじゃないんですけど、手書きの地図を写真に撮って送るとというのがちょっと私には理解ができなかったもので、その辺、本当のDXって、最終的には区民にもきちんと寄り添うべきだと思うので、ぜひ行政側ばかり考えずにご検討いただければと思います。

区側 いただきましたご意見については、DXの推進という視点から検討させていただければと思います。ありがとうございます。

会長 ではまず、委員の方から。

委員 私も情報とあまり関係ないんですが、この中の緑が丘駅というのは、今年、1台とか3台とか、こういうふうになっているんですけど、登録制の自転車置場っていうのは1台でもずっと継続するののかということと、実は私、この近所に住んで、大きな自転車置場があるんですが、違うシステムが何かあるんでしょうか。

区側 ただいまいただきましたご質問につきまして、表で見たときに、特に都立大学駅と緑が丘駅で、非常にそういう差があるということがございます。まず、数から言いますと、都立大学駅は駅周辺に6か所の置場がございます。ほかの3つの駅周辺については、置場自体も駅周辺に1つずつという形でございます。また置場自体も、施設の特性として、暫定的に空いた場所を、大きいところ小さいところ合わせて、いろいろなスケールで、仮の置場という形で整備してきたという経緯がございますので、かなり収容量に差があるという実態がございます。緑が丘駅につきましては非常に収容台数も少ない中で、そもそも置場自体について

も続けるかどうかというところが、扱いとしては検討段階にあるところです。実際には、利用希望者の方がいらっしゃる中で、経緯としてそう簡単に公共の施設をやめることができないという事情もありまして、現状はそうなっておりますけれども、今後、自転車、あるいは駐輪施設といったことについての大きな方向づけも含めて、どういった施設の在り方が望ましいのか、そういった検討を現在、我々もしているところです。それに合わせて、ちょっと、こういった置場のあり方についても的確な発信ができるようにしていきたいと考えております。

委員　　そうしますと、大井町線の高架の下に多分100台以上自転車停まって、何か管理されている方もいらっしゃるんですか。あそこは区ではないということなんですかね。

区側　　ご質問のものについては区の施設になります。今回扱っている自転車置場というものなんですけども、実は区立の、正式には自転車等駐車場、俗に言う駐輪場とこの置場とは別の扱いになっております。区の中でもこれは置場だけに限定するので、場所も少ないですし、台数もかなりまちまちに見えるものなんですけども、高架下の駐輪場は、あれはあれで区の施設という形で、ただ、この中身は別物として扱ってまして、記載がございません。

委員　　そうしますと、そちらの駐輪場についても、このシステムを今後入れていくということによるいいんですか。あるいは別の管理システムを今使っているということですか。

区側　　ご質問の駐輪場についてのシステムですが、駐輪場は区内13か所あるものについて、指定管理者制度を活用しながら、全体の管理ということをしております。そちらの運営側の団体のほうでシステムを活用しながらやってございますけれども、この自転車置場におけるシステムとは全く別のものでして、リンクもされておられませんので、それぞれが別で動いているという実態で進んでいるものでございます。

委員　　一緒に運営したほうが効率的だとか、そういうことはないんですか。何かちょっと分からないので、そこが別々に運営しているということが。本来、ほかにも13か所あるのであれば、同じシステムを入れてしまえば一括管理ができるんじゃないかなというふうに感じてしまうんですけど。

区側　　ご質問の件ですが、確かに我々としても、情報管理以外の視点から、そういった自転車の駐輪施設と置場との整合であるとか統合をどう図っていくかということは検討の段階でございます。指定管理者自体も、なかなかこれまでに行ってきた募集の要件とかに一定程度の制約を受けるところはありますけれども、その中でどういったことが今後見直しができるかということについては、現在も検討を行っているところで、今こちらで、いろいろなこととして、決定したこととして伝えることはできないのですけれども、ご意見しっかり、検討を入れて、引き続き行っていきたいと思っております。

委員　　分かりました。

会長　　委員どうぞ。

委員　　2点ほど。事実確認と、あとちょっと意見ということで述べさせていただきたいというふ

うに思います。

資料5-1の1、経緯のところの※印の下のところなんですけども、ここに置場管理システムについて、登録設置で、自転車置場利用者申込者の声に対応しと、これ、申込者の声というのは一体どういうものなのかですよね。で、迅速に対応しというのは、実は今はいろいろやること遅くて、ここまで持っていきたいと、早くということなのか、それは具体的に何なのかです。それから、さらなるサービス向上を図るためと、今のサービスがどのレベルで、さらなるサービスというのはどこまでやろうとしているのかです。それをお教えいただきたいと。

一般的に言うと、いろんな事務手続、例えば再交付するとか、変更するとか、住所変更とか、そういう手続を早くしてほしいというようなことなのかどうかということですね。それから、通常こういうのは住居の移転に伴って、転出して空いた場合、それから、ほかから来てそこに入れたい場合とか、そこでアンマッチが多分いろいろ発生する場面があると思うんですけど、そういうことを言いたいのかと。その辺はどうなのかということが第1点目です。

2点目はですね、これ、現在、土木管理課のほうで全部このシステムのことをやっているんですかね。で、これを今度委託したいという中でですけども、このときですね、いろいろお客さんの情報の中で、いわゆる配慮個人情報、センシティブ情報を取られるというふうに思いますけども、これは5-5の優先順位のところを書いてある身体障害者等の手帳を持っている者とか、そういうものを把握されていると思うんです。そういうものは、今は区でやっているからいいのかもしれませんが、これが外部委託されたときに一体どういう形で管理、それから指導していくのかということについて、お聞かせ願いたいと思います。

会長            お願いします。

区側            まず1つ目の、現状のシステムに寄せられる利用者の方の声、そしてあるいは迅速に対応するサービスはどういったものですかといったご質問になります。現状のシステムでございますけれども、システムではありますし、当然そういった運用基準を定めて行っているところではありますが、実のところいわゆる表計算ソフト、エクセルと呼ばれるものの中で、マクロと呼ばれるプログラム機能がついているものがありまして、かつて区の職員たちが手作業でそれを活用しながらつくり上げたというものでございます。したがって、自動計算ですとか自動集計の機能はあるものの、アプリケーションの経年が進むにつれて次第にバージョンアップで使えなくなったり、整合性がとれなくなったりということで、非常にミスが、把握できないところで生じやすい構造になっておりました。その結果、何十人も職員がヒューマンエラーのチェックをしたりとか、それでもミスが生じてしまう可能性がなかなか減らないので、自動入力をしたりとかすることが必要なんですけども、それに対応できていない。あるいは年度ごとにデータ構造が違うために、まとめて同じ条件で検索したりとか、そういう形で抽出をしたりというときに、意図せぬミス、漏れだとか、そういったものが生じてしまう可能性もないとはいえない。そういったものについて合理的に、迅速に活用すること、なかなか困難を来しているということがございました。

現在ですと、当然そういったものについてはある程度アプリケーションが簡易につくれる時代になっておりますので、そういった形での開発ということを行って、いつまでも表計算のプログラム機能に頼るということではないものが主流になっていきますので、そういった知見のある委託事業者の活用を行いまして、より合理的な運用ができないかという形で、今回更改を行いたいというものでございます。

そういった意味では、ヒューマンエラーだとかが少しでもなくなるような形、利用者の声

という意味ではチェック作業で返答が遅くなるようなことがなく、よりスピーディーに、しっかりと利用登録ができたのかできないのか、その返事が返ってくる、そういったようなシステムを目指しているのが現状でございます。

お2つ目のご質問のセンシティブ情報の扱い、あるいは具体的にはこのフロー図に書いてございます身体障害についての情報、こういったものの扱いについての取組でございます。まずは法などで具体的に規制されているということ以外にも、現在においてやはり情報についてセンシティブとして扱うべきもの、扱われるものということが次第に拡大して皆さんのほうで配慮されているということがあるということはしっかりと把握していく必要があると思っております。その上で制度として、現在におきましては優先順位というのはあくまでもそういった方々にとって大事な施設であるから優先すべきという趣旨であるということをもまずしっかりと忘れないようにした上で、ではそれがどういうことになるとリスクのほうが大きくなるのかという形を常に判断するという必要があると思っております。次第にこれについての判断基準についても整備されていくということがあるかとは思いますが、そういった動向についても注視をしながら、今後このシステムについての情報がどういう形で使えるかということは適切に判断してまいりたいと考えています。

委員            ありがとうございます。

会長            先ほど、委員もお手を挙げられていたようですが、もうよろしいですか。  
では、先に委員のほうから。

委員            審議会資料5-2の、3のセキュリティ対策のところなんですけれども、(1)の物理的対策のことなんです。別添1の中の審議会資料5-5の中で、ファイル交換サービスまたはDVD-R、記録媒体を用いるということなんですけれども、これはこの別添の中でどういうふうに入っているのか、要するに旧置場管理システムから新置場管理システムへのデータの移行だけに使われるのか、今後年度ごとに登録が更新されていくわけでありませけれども、それもずっと使い続けられるものなのか。ちょっとその辺を確認させてください。

区側            まずページで言いますと、資料5-2の物理的対策、3の(1)の部分で触れている内容について、別添1の中には、直接的に、例えばDVD-Rをというようなことが書いてあるわけではないというようなところからになります。別添の中で先ほどご説明したように、例えば、別添3、別添4といったところで、今回の委託業務におきまして情報のやり取りをする場合については、常にこういった点についておざなりにならないようにという確認を確実にできるような仕組みをしているということがございます。

そして次に、じゃあどの局面でこういったデータの部分をやるかということなんですけれども、まず大きな流れとしまして、今年、今後の予定の中で10月を目標として新しいシステムを構築後に、今度は維持管理に入るといったことがあるのですが、新しいシステムを構築するまでの段階におきましては、実際の個人情報扱わない方針で現在準備を進めています。どういうことかということ、テストデータ、ダミーデータをあえてつくって、それが確実に管理できるかという形でシステムをつくります。そしてテストも終えた後で、今度そこですっきりとした実績をつくった業者ということであれば、その仕様に基づいての保守管理委託という形が発生するという見込みでおりますけれども、その際には、今度は基本的には区のほうにやってきて、そのデータ持ち出しを極力しない形で、区の中で完結するような作業をしていただく。もしも何か成果物として納品することがあれば、これは個人情報を納品するこ

ともあれば、それ以外を納品するというところもあると思うので、個人情報に限らず、委託の中での納品物についてはこの様式を使って、極力上書きができないような媒体を使う、あるいは注意を守っていただくということで進めますけれども、そもそも個人情報については、繰り返しですけれども、なるべくテスト用のダミーのデータを使うなどして、作成段階でそれが漏れるようなことがないようにし、また保守段階についても極力やり取りが発生しない方向で考えております。その上で、もし何かの事情でそういったものが発生したときに、安易にUSBだとかを使わない形で、こういったDVD-Rだとかを使ってということが、その都度の事情に合わせて生じるものと想定しております。

委員 ありがとうございます。

ちょっともう1点お伺いしたいのは、このDVD-Rなどを記録媒体として用いるときに、委託先に対して、これは業者の方が取りに来るのか、郵送なのか、その方法をちょっと教えていただけますか。

区側 現段階におきましては、郵送によるか手渡しによるというようなことが書かれた仕様書というか、確定の契約があるわけではございませんけれども、一般的にこのような場合においてはリスクの大きい郵送ということをとることはほばないだろうという考えで進めております。ですので、実際には仮に行うとしても手渡しで確実に、担当者から担当者へ、それもしっかりと届出があって、お互いの担当がどういう人かということが分かっている状態で、受渡しの間違いなどが決して起こらない状態で行うという形で、書面とともに受渡しをする、そういった形での運用を考えております。

会長 次の委員。

委員 1点、資料5-4の特記仕様書についてなんですが、お話を聞いていますと、委託業者は個人情報を取り扱うというのが確定しているように、こう受け止めたんですが、多分、この第4条の書き方なんですけども、これはいただいた仕様書の書き方なんですけども、あえて今回はこのただし書きは要らないんじゃないかと。ただし書きを外したほうが、受託者がしっかりと個人情報保護方針を公表しなければいけないという意識が強くなると思うので、ただし書きを消した形の特記仕様書にしたほうがいいんじゃないかという、そういう意見でございます。

区側 まず、先ほどちょっと時間の関係で、短い形で触れる形になりましたけれども、すみません、この第4条のアンダーラインの部分につきましては、この内容、追加の内容を検討している段階では、まだこの今回であるところの標準仕様書自体にこれが入っていない状態での検討を行っていました。ただ、それから昨年9月の段階で本体に盛り込まれた形になるので、その意味では、この資料はちょっと古いもので、申し訳ございません、訂正が必要だったということになります。ただ、実際には内容としては既に盛り込まれたものをそのまま生かすということなので、この内容については生かすことで現在考えておるといのが土木管理課での立場でございます。

この文言につきましては、土木管理課だけで決めることというよりは、やはり目黒区の中で情報の管理部門があり、また個人情報の取扱いなどについて精査してきた経緯があって、こういった文言が固まっているものと認識しております、そちらと所管課としての協議を行いながら決めてきたというこれまでの経緯もございまして、そういった意味でその部分をあえて変える形がよいか、それともこのままでいくのがよいかということについては検

討していきたいと思います。

ただ、今回につきましては、先ほど別の委員の方がご質問をされましたように、直接的な個人情報システムの構築段階においては扱わないような進め方を考えているものの、その後の保守段階になりましたら明らかに個人情報を業務で扱う、むしろそれが本旨であるという形の業務で考えておりますので、その意味では、このただし書きについても重要になってくるのかなということは考えておるところでございます。

委員 主旨はお分かりいただけたということで。

最後のところで、ただし書きが重要になってくるというのが、すいません、理解できなかったんですが、どういうことでしょうか。

区側 ご指摘の点を踏まえて、このただし書きの部分の削除も可能かと考えます。その方向で検討、協議を進めて、今後の進め方に反映させていきたいと考えます。

委員 ありがとうございます。なるべく曖昧な形にしないほうが、やはり委託業者さんの意識が高まると思いますので、所管課と協議して明確なほうがいいと思いますので、よろしくお願いいたします。

会長 それでは、次の委員、お願いします。

委員 すみません、時間が押しているときに。ちょっと気がついたことなんですけども、資料の5-8、そして資料の5-9で、それぞれDVD-R、CD-Rという、枚数しか書いてないんですけども、これはどのDVD-Rなのか、CDなのかということのをですね、名前とか、どれかって判別できる方法はあるんですか。

区側 ご指摘ありましたように、この中ではDVD、CDの枚数だけが明記されていて、内容については極端な話、それが入れ替わっても書類上分からないということになります。様式について、その辺りがしっかりと明確になるような形のものを見直しまして、そちらを差し替えというか、そちらを取り入れるような形で検討を進めたいと思います。

委員 分かりました。よろしくお願いいたします。

会長 それでは、よろしいでしょうか。採決に移りたいと思います。  
賛成の方、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。反対の方、挙手をお願いいたします。

(反対者挙手)

採決の状況をお伝えください。

区側 賛成17名、反対0名になります。

会長 賛成17名ですので、本件諮問について承認いたします。どうもありがとうございました。

(6) これからの目黒区個人情報保護制度のあり方について (答申)

会長	<p>諮問事項、いよいよ最後でございます。諮問事項(6) これからの目黒区個人情報保護制度のあり方についてです。</p> <p>本件は、令和4年2月4日付で、目黒区長から当職、審議会会長宛へ諮問をさせていただきました「これからの目黒区の個人情報保護制度のあり方について」を受けまして、令和4年2月14日付で開催された令和3年度第7回審議会において、目黒区情報公開・個人情報保護審議会条例第10条に基づき、学識経験者6名で構成する小委員会を設置することが決定したところです。</p> <p>小委員会におきましては、令和4年3月から6月にかけて断続的に5回検討を重ねてまいりました。その結果につきまして、前回、令和4年第1回審議会資料5、「これからの目黒区の個人情報保護制度のあり方について(小委員会報告書)」として資料をご提示させていただきました。本日はその概要をご説明させていただくとともに、審議会として区長への諮問に対する答申案を取りまとめていくものでございます。これまでの検討状況及び答申案について、事務局からご説明をお願いいたします。</p>
区側	<p>(資料により説明) (約26分)</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ご説明をいただいている間に定刻として予定をしておりました5時を過ぎてしまいましたけれども、報告事項もあと2件残っておりますので、毎度のことで、大変司会の不手際で申し訳ございませんが、もう少しだけ延長をお認めいただければと思います。既にご予定をいただいでご退室されている方もいらっしゃるんですけども、所用の都合で待てんという方はご退席いただいて結構です。</p> <p>それでは、もう少しだけ続けさせていただきます。</p> <p>事務局から、小委員会が出した案に基づいて答申案をつくりました。これを踏まえまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。</p> <p>では、まず委員、お願いします。</p>
委員	<p>ちょっと誤解のないように確認させていただきたいんですけども、現行の目黒の制度では、自己に関する個人情報の開示等を求める区民の権利を保障するとともに、個人情報の保護を図るための必要な措置を講じられてきたと、6-2の1番のところですね、諮問の経緯というところに書いてあるんですけども、改正後の個人情報の保護に関する法律に関しては、個人情報の開示というところで、目黒では2つの機能を持っていたと思うんですけども、その新しいものに関しては、単に個人情報の保護ということで1つになったということなんでしょうか。</p>
区側	<p>個人情報保護法という法律の中には、個人情報の保護と、今まで目黒区が行ってきました自己に関する個人情報の開示等を求める権利、こちらも改正法の中には制度としては残されて、移行するというような形になってまいります。</p>
委員	<p>分かりました。じゃ、タイトルだけ見ると保護だけではないと。保護と書いてあるんですけども、そうではなくて、2つの要素はそのまま維持するということなわけですね。</p>

区側	ご指摘のとおりです。
委員	分かりました。
会長	次の委員。
委員	資料6-10の一番最後の(2)個人情報保護に関する職員等の意識啓発についてなんですけれども、この間立て続けにいろんな個人情報の漏えい問題がありまして、やはり職員一人一人の個人情報に対する意識って本当に大事になってくると思います。今後研修等を行っていくと思いますけれども、研修をしたからといって意識が高まるとも限らないと思うんですね。それを本当に、この個人情報の職員の意識が本当に区の質にも関わってくると思うんですけれども、どういった対策というか、今後何か検討されていることがあれば教えてください。
区側	<p>個人情報の取扱いにあたりまして、一人一人の意識づけというのは本当に大切なことというご指摘はそのとおりだと思います。これまでもそういった取組をやってきたわけですけれども、残念ながら人的なミスも含めて事故が起きてしまったということが当区においてもあったということです。一人一人の意識というところで言いますと、委員ご指摘の研修というのは必須事項ですし、また、これまでも取組はしてきているんですけれども、職場において個人情報や情報セキュリティの取扱いが適切なのかというところのチェックですとか、そういった取組は引き続き行っていく必要があるのかなと思っています。</p> <p>個人情報の漏えいという視点に立ったときに、一人一人の意識だけではなくて、技術的に個人情報が漏えいをしない、あるいはミスをしないような技術を使って、例えば封入・封緘で、手作業でやっていたものをオートメーション化できたりとか、そういったことができないのかというところ、人的なミスをどう減らしていけるのかというところは検討していく必要があるのかなと思っていますので、そういった検討も併せて、法改正があるからではなくて、法改正がなくてもそこはやっていかなきゃいけないかなと思っていますところ</p>
会長	それでは、委員どうぞ。
委員	<p>幾つかあるんですけれども、すいません。よろしくお願いします。</p> <p>まず、資料6-3のウのところの3行目とかに出てくるんですけれども、目黒区の実情に即した個人情報の適切な取扱いというのって、例えばどんなことが想定されるのかなというのがちょっとそもそも分かっていなくて、教えていただけたらと思いますというのが1点目と、あと、2点目は、6-4の匿名加工情報のところなんですけれども、これはすぐにはその実施が見込まれないから、今のところ考えないという話を書かれているのかなと思うんですけれども、それでいいんですけどという質問です。これをやることを想定してどういうことなのかということを考えなきゃいけないんじゃないのかなというふうに思いますというところで、そこのお考えを確認したいというのが2点目です。</p> <p>あとは、あわせて、6-6のオのところの最後のほうにあるんですけれども、情報公開制度と保護制度の整合を合わせる必要はない、必然性は乏しいということを書かれているんですけれども、やるならこのタイミングなんじゃないのかなと素朴に思いましたというので、そこは見直しされないのでしょうかという質問です。</p>

区側 まず、6-3ページ、ウ、目黒区の実情に即した個人情報の適切な取扱いを確保することが必要であるというところでございます。例えば具体的に申し上げますと、よく審議会が出てきます特記仕様書、ああいったこと取組が今までもされてきて、一定の個人情報のセキュリティを担保するための取組というのがされてきました。そういったことを踏まえまして、そういったものを今後も活用しながら適切に管理をしていく、確保していくというところ取組が必要だという意味でございます。

2点目、6-4ページ、イ、行政機関等匿名加工情報に係るご質疑でございます。行政機関等匿名加工情報につきましては、改正法におきまして、都道府県及び指定都市が義務化されます。それ以外の区市町村については、この取組は当面任意というところになっていきます。任意だからやらなくていいということではなく、こういった取組をどう進めていくのがいいのかというところが、都道府県、指定都市の状況を踏まえながら、あるいは先行して既にこの匿名加工情報の取組をしている団体もありますので、現行の行政機関個人情報保護法の制度における非識別加工情報という匿名加工情報に似た制度ですね、改正法の前の制度ですけれども、既に非識別加工情報の取り組みを実施しているところがありますので、そういったところを見ながら、目黒区においてもどのように取組をしていったらいいのかというところは考えたほうがいいということはお小委員会でもご意見をいただいたところですので、そこら辺を踏まえながら、区としても検討はしていきたいと思っております。

3点目、6-6、オの部分です。情報公開制度と個人情報保護制度における不開示情報の不整合があるというところでございます。こちらについても小委員会で話題に上がりましたが、もともと目黒区において制度がばらばらで来たという経緯もあって、ここであえて整合性を取らなくても条文的にはそんなに違わないと。違わないというか、文言は違うんですけれども、効果としては違わないんじゃないかというところと、経緯がありますので、あえてここで整備する必要性はないんじゃないかというところで、小委員会の委員の方々からはご意見をいただいたというところではございます。

委員 それでいいのかと素朴に思いますけれども、状況は分かりました。ありがとうございます。

会長 次の委員。

委員 今回の改正法というのはすごく大きな変化だと思うんですけれども、国とか地方自治体、あるいは民間事業も個人情報について統一したというふうに理解していて、それで、その中で国が、例えば6-5のウのところですけども、地方公共団体が条例で規定することができるか、あるいは条例で規定することを妨げないとされているとか——これはエですね。一定の裁量を自治体に任せているという部分が結構あるということだと理解しているんですけども、やっぱりこの個人情報については自治体のほうが随分先行しているような事例を取り上げてきて決めてきたという事例もあって、例えばですね、自治体の中で、自治体間でいろいろ情報共有しながら進めていくとか、そういうような取組というのはあるのでしょうか。そうしたほうがずっと効率的に回るような気がするんですけども。

区側 改正法の中で、今回区市町村ができることというのは本当に一握りで、できるとされているものについてもほとんど検討の余地がないというのが事務局としての感覚でございます。本当に今まで区が独自に培ってきたものが法律に寄せられるというところが今回の大きな制

度変更というところでございます。

そういった中でも、他区市町村との情報共有というところでございますけれども、今回の法改正に合わせて23区でも情報共有の場を持って、いろいろと何ができるのかとかいう情報交換をしているところです。これは年に1回やっているんですけれども、年に1回ですとなかなか情報が古かったりということもありますので、目黒区が城南5区に声をかけて、最近の制度改正に向けた取組状況というのは四半期に1回ぐらいオンライン会議を用いて情報共有をしているというところでございまして、どこも悩んでいるというのが現状ですけれども、法改正に向けて、今後状況が各区出てくると思いますので、また23区の情報共有の場も夏にありますので、そういったところを通じながら、改正前の状況を踏まえつつ、また改正後も情報共有を図りながら、どういったことができるかということは引き続き考えていきたいなと思っております。

委員 分かりました。それはいい取組だと思うので、ぜひ進めてください。

区側 ありがとうございます。

会長 委員からもご指摘がありましたけれども、情報公開条例との関係は、報告書を読んでいただければ分かるんですが、小委員会の中でもかなり議論しました。平仄を合わせるべきではないかとか議論をして、それぞれの条文を比較した上で、制度設計の違いだとか、そういうのを踏まえて、現状では平仄をきっちり合わせるまでしなくてよいだろうと。もちろん平仄を合わせるという議論もありましたし、合わせなくていいというのをそれぞれ議論した上で、今回はきっちり合わせるまでしなくていいだろうというふうに着いたところなんです。

それから、委員からもご意見ありましたけれども、要配慮個人情報のように自治体で何かできることがあるんじゃないかというの、これもかなり議論しました。様々な事案が考えられますので、目黒区独自の事案として何か入れたほうがよいものはあるかというのをかなり議論したんですけれども、最終的には個人情報保護法が定める類型の中に入ってくるんじゃないかということで、また事務局のほうに他区や他の自治体が個人情報保護委員会に問い合わせている内容を確認してもらったりして、他の自治体でここに独自のものを入ってくる傾向があるかというのを調べてもらいました。その結果、自治体で独自にできることがほとんどないということが分かってしまったので、それが先ほどの課長からの回答にもなるんですけれども、かなり手を尽くしているいろいろ調べてもらって、こちらとしても委員会のほぼ1つぐらい使ってかなり長時間議論はしました。それを踏まえた結果、目黒区で今のところ独自措置としてできることはないけれども、我々の個人情報をめぐる意識が変わってきたときに自治体独自の要配慮というものが出てくる可能性があるんで、そこは不断に検証を続けてほしいという注文をつけて、このような結論に落ち着いたというところでございます。

立てつけからすると何か自治体独自のことができるように見えるんですが、事務局からお話があったように、見えるだけで実はほぼ何もできないという形になりましたので、なかなか議論していても、そこら辺はまとめるところに非常に苦心をいたしましたので、委員の先生方の非常に貴重なご意見をいただいて、ここまで何とかまとめられたというところでございます。

それでは、答申の採決に移りたいと思います。

賛成の方、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

	<p>ありがとうございます。 反対の方、挙手をお願いいたします。 (反対者挙手)</p> <p>採決の状況をお知らせください。</p>
区側	賛成13名、反対2名になります。
会長	<p>ありがとうございます。 賛成13名でございますので、本諮問に対する答申を別紙のとおり区長に報告したいと存じます。ありがとうございました。 諮問事項は以上でございます。</p>

### 3 報告事項

#### (1) 令和3年度情報公開・個人情報保護制度の実施状況について

会長	<p>続いて、報告事項に移ります。 まず、報告事項(1) 令和3年度情報公開・個人情報保護制度の実施状況について、区から報告を受けます。</p>
区側	(資料により説明) (約1分)
会長	<p>ありがとうございました。 こちらは報告ですので、何かお気づきの点等ございましたら、後日事務局宛てにお知らせ願えればと存じます。</p>

#### (2) 令和4年度第1回審議会審議事項4「マンション管理状況届出制度に係る調査業務の外部委託に伴う個人情報の取扱いについて」の資料について

会長	<p>続きまして、報告事項(2) 令和4年度第1回審議会審議事項4「マンション管理状況届出制度に係る調査業務の外部委託に伴う個人情報の取扱いについて」の資料について、区から報告を受けます。</p>
区側	(資料により説明) (約1分)
会長	<p>ありがとうございました。 委員の皆様のご指摘を受けて、このような形として改めて資料、諮問は可となりましたけれども、お示しをいたしましたので、ご確認の上、ご意見等あれば事務局までお願いいたします。</p>

#### 4 その他

会長	<p>以上で本日予定しておりました議題は全て終了いたしました。</p> <p>次回、第3回審議会でございますが、令和4年10月17日月曜日の14時、午後2時から開催を予定しております。なお、通常、終了予定時刻は午後4時、16時ではございますが、案件が多い場合には、本日同様午後5時、17時までとなる場合がございますので、あらかじめご了承願います。</p> <p>また、3回目以降、第4回審議会でございますが、日にちが確定し次第改めて周知をさせていただきますとともに、委員の改選がございます。新たな任期は11月1日からとなっております。</p> <p>その他、事務局から連絡事項等あればお願いいたします。</p>
区側	<p>会議録についてのお願いです。いつもどおりでございますので、内容が届きましたらご確認のほどいただければと思います。</p> <p>会長からもご指摘いただきましたが、次回以降の審議会の日程、第4回目以降については、改めて周知をさせていただきます。また、感染拡大というところで、今後対面での開催が難しいという場合も考えられますので、その場合にはオンライン開催等も含めた検討をいたして、会長、副会長と調整いたしまして、事務局からご案内させていただきます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、本日の会議は終了といたします。これにて閉会いたします。長時間どうもありがとうございました。</p>

以 上